平成２７年（フ）第４０６３号
大阪市東淀川区下新庄５丁目９番13号
破産者　有限会社メゾン笹川
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１２２号
大阪市東成区大今里３丁目２番８号
破産者　株式会社エスアワイ
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２６７号
大阪市西区新町１丁目２番13号
破産者　株式会社アルクシーズ
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３６号
広島県東広島市西条町下三永900番地の１
破産者　有限会社三永運送
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１号
青森市大字新城字平岡225番61号
破産者　有限会社シメセイきむら
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
最後の住所、青森市新田２丁目１番25号
破産者　亡土岐理相続財産
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
茨城県坂東市辺田700番地４
破産者　国際ピーアール株式会社
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１１７号
茨城県古河市駒羽根1390番地31
破産者　有限会社松元工業
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第５６２５号
埼玉県ふじみ野市亀久保1154番地51
破産者　株式会社アツミ
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７８１号
東京都文京区湯島２丁目21番２号
破産者　株式会社キルトプランニング
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９２号
東京都小平市回田町158番地の26
破産者　株式会社ハカマダ・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６９３号
東京都小平市学園東町２丁目13番17―103号
破産者　袴田　　覚
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６９４号
東京都小平市学園東町２丁目13番17―103号
破産者　袴田　英子
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７３４号
東京都国分寺市日吉町４丁目７番地５リヴェール武蔵野102
破産者　豊福　一也
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７８５号
神奈川県相模原市中央区矢部１丁目８番２号メゾンラック１階、商業登記簿上の本店所在地東京都日野市南平２丁目66番地の９
破産者　株式会社スリープラス
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７８６号
東京都あきる野市山田559番地１メゾン・ハピネス206号
破産者　武田　岳彦
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７８７号
東京都あきる野市山田559番地１メゾン・ハピネス206号
破産者　武田美江子
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８２７号
東京都調布市小島町１丁目21番地６
破産者　株式会社博洋社
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８２８号
埼玉県新座市野寺４丁目４番35号
破産者　土地　　孝
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８５８号
東京都あきる野市雨間385番地２特別養護老人ホームこもれびの郷
破産者　高橋　一雄
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７１６号
山梨県大月市賑岡町畑倉1872番地
破産者　株式会社大月メタル
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９０８号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎２丁目４番３―602号　パークタウン茅ヶ崎、商業登記簿上の本店所在地神奈川県中郡二宮町山西534番地の４ブリーズコーストＣ101
破産者　湘南空調設備株式会社
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９４号
愛知県碧南市松江町２丁目43番地
破産者　株式会社イー・ドライブ
1　決定年月日　平成28年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係